

規制の事前評価書

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：基礎的電気通信役務の提供の確保に関する規定の整備

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

評価実施時期：令和7年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

(1) 基礎的電気通信役務の提供に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務の提供について、当該提供の求めがあった場合において、当該提供をする他の電気通信事業者がいないときに、当該提供の義務を負う電気通信事業者（以下「最終保障電気通信事業者」という。）に関する規定等を整備する。

(2) (1) の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

- ・(1) の導入に伴い、当該義務に基づき提供する基礎的電気通信役務（以下「最終保障電気通信役務」という。）に係る交付金の交付に関する規定等を整備する。

(3) 基礎的電気通信役務に関する利用者保護に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少や業務の休廃止等について、利用者への事前周知等の義務を課す等の規定を整備する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

(1) 基礎的電気通信役務の提供に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務である電話及びブロードバンドに関し、以下の環境変化が生じている。
 - 電話については、これまで東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）等により、あまねく日本全国における提供が担保されてきたところ、その提供に必要なメタル回線設備が2035年頃に維持限界が到来し縮退が避けられないことや、地域会社以外の電気通信事業者による効率的な手段（モバイル網を活用した固定電話等）を用いた提供が可能になってきたこと等を踏まえれば、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により確保することが適切になっている。
 - ブロードバンドサービスについては、国の予算措置等を通じた整備によってそのカバー率は99%を超えていること等を踏まえれば、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により確保する制度を設けることが可能になっている。
- ・以上を踏まえ、電話及びブロードバンド双方の基礎的電気通信役務について、他の電気通信事業者がいないときに、特定の電気通信事業者にその提供の義務を課すとともに、近隣の電気通信事業者の協力を得るため

の制度を創設することが必要となっている。

(2) (1) の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務については、あまねく日本全国における提供を確保するためにその提供に関して発生する赤字の一部を補填する交付金制度があるところ、現行の交付金制度では交付の対象とならない最終保障電気通信役務の提供に関し、その赤字の一部を補填することを可能とする規定を整備することが必要となっている。

(3) 基礎的電気通信役務に関する利用者保護に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務について、その業務区域の減少や業務の休廃止等が生じれば利用者に不測の事態が生じるおそれがあることから、利用者への周知義務を設ける等、基礎的電気通信役務に係る利用者の保護に関する規律を設けることが必要となっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

(1) 基礎的電気通信役務の提供に関する規定の整備

- ・最終保障電気通信事業者に関する規定を整備するとともに、他の電気通信事業者がいるかどうかの確認のための手続に関する規定（当該手続に関する規定、当該確認のための基礎的電気通信役務台帳の作成・公表、そのための基礎的電気通信役務に係る業務区域の提出等）を整備する。
- ・最終保障電気通信役務を提供する場所に隣接する電気通信事業者に対し、最終保障電気通信事業者からの協力の求めに応じる義務に関する規定を整備する。

(2) (1) の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

- ・現行の交付金制度では交付の対象とならない最終保障電気通信役務の提供に関する交付金の交付に関する規定、交付の要件等、交付金制度に関する規定等を整備する。

(3) 基礎的電気通信役務に関する利用者保護に関する規定の整備

- ・基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少や業務の休廃止等について、1年以上前の利用者への事前周知等の義務を課す等の規定を整備する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

■検討した □検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・特定の事業者のみに基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供の責務を課すことが考えられるが、近年の電気通信市場の環境変化を踏まえ、複数の電気通信事業者による効率的な手段を用いた日本全国における提供の確保が可能となっているため、今回の改正による規制手段が適当である。

<その他非規制手段の検討状況>

- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 基礎的電気通信役務のあまねく全国における提供の確保については、基礎的電気通信役務に係る交付金制度に基づく電気通信事業者の自主的な取組により進められてきたが、それだけでは基礎的電気通信役務の提供が困難な不採算地域における当該提供が確実に実現されないところ、複数の電気通信事業者が連携することによりあまねく全国における提供の確保が可能となってきたことを踏まえ、規定を整備するものである。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本制度により基礎的電気通信役務の日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保を図ることが可能となるが、基礎的電気通信役務の提供の求めに応じ、当該基礎的電気通信役務の提供を受けられているかどうかの状況を定量的に把握することは困難であることから、事後評価の際には、光ファイバーの世帯カバー率等を参考指標として活用して、検証する。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(1) 基礎的電気通信役務の提供に関する規定の整備

① 最終保障電気通信事業者の基礎的電気通信役務の提供義務に関する費用

- ・ 最終保障電気通信事業者が新設する提供義務を負うかどうかは、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場所において提供する他の電気通信事業者がいるかどうかの確認を行う必要がある。
- ・ その確認のためには、最終保障電気通信事業者は、当該他の電気通信事業者に対し、当該場所においてその提供をするかどうかの確認をする必要があるところ、関係する電気通信事業者への追加的な費用は約1,900万円と推計され、電気通信事業全体の利益等を加味すれば、過大な負担は発生しないものと考えられる。

$2,660 \text{ 円 (担当者時給※1)} \times 2.5 \text{ 時間 (1件あたりに要する時間※2)} \times 2,800 \text{ 件 (最終保障電気通信役務の求めの想定される数※3)} = 18,620,000 \text{ 円}$

(※1) $4,595,000 \text{ 円 (令和5年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与額(年間))} \div 1,726 \text{ 時間 (令和5年労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間数)} \approx 2,660 \text{ 円}$

(※2) 連絡及び回答にそれぞれ以下の時間を要すると想定している。

- ・ 最終保障電気通信事業者の当該他の電気通信事業者への連絡：

$10 \text{ 分 (連絡に要する時間)} \times 6 \text{ 社 (事業者※4)} = 60 \text{ 分}$

- ・ 当該他の電気通信事業者の最終保障電気通信事業者への回答：

$15 \text{ 分 (確認及び回答に要する時間)} \times 6 \text{ 社 (事業者)} = 90 \text{ 分}$

(※3) $6,200 \text{ 人 (令和4年度末エリア外人口)} \div 2.25 \text{ (令和4年一世帯平均人数)} \approx 2,800$

(※4) MN04社に加えて、全国に展開している電気通信事業者及び各地方に特化した電気通信事業者の2社がいることを想定し、平均的には6社となると仮定。

- ・上記の確認のためには、当該提供の求めがあった場所を業務区域に含む電気通信事業者を事前に把握することが効率的であるところ、そのために総務大臣が基礎的電気通信役務台帳を作成・公表することとし、その作成のための基礎的電気通信役務に係る業務区域を電気通信事業者から提出させることとしている。
- ・基礎的電気通信役務に係る業務区域の提出（変更の場合を含む。）については、追加的な費用は約1,100万円／年と推計されるところ、電気通信事業全体の利益等を加味すれば、過大な負担は発生しないものと考えられる。

2,660円（担当者時給※1）×5時間（書類作成に要する時間）×2人（実際に作業を行うと考えられる人数）×400社（提出が求められる事業者数）＝10,640,000円

② 近隣の電気通信事業者の協力に係る費用

- ・近隣の電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から必要な協力の求めがあった場合には、その協議に応じる義務が発生するが、追加的な費用は約190万円と推計され、電気通信事業全体の利益等を加味すれば、過大な負担は発生しないものと考えられる。

2,660円（担当者時給※1）×5時間（1件当たりの協議に要する時間）×140件（協議が必要となる数※5）＝1,862,000円

(※5) 最終保障電気通信役務の求めの20分の1において、協力の協議が必要となると仮定。

(2) (1) の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

- ・新たに新設する交付金の対象となる地域会社は、最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び収益等を基礎的電気通信役務支援機関に届け出る必要があるが、追加的な費用は約32万円／年と推計され、限定的である。

2,660円（担当者時給※1）×20時間（作成に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えられる人数）×2社（届出が求められる事業者数）＝319,200円

- ・基礎的電気通信役務支援機関は最終保障電気通信役務の提供に関する交付金を交付することとなるが、その事務の追加的な費用は約110万円／年と推計され、交付金制度における電気通信事業者からの負担金の徴収額の規模を加味すれば、過大な負担は発生しないものと考えられる。

2,660円（担当者時給※1）×400時間（必要となる時間※6）＝1,064,000円

(※6) 各種資料の精査・処理、交付金額の計算等を加味して算定。

(3) 基礎的電気通信役務に関する利用者保護に関する規定の整備

○ 基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少や事業の休廃止等の利用者への事前周知に係る費用

- ・基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少等も周知・届出の対象とするが、追加的な費用は約8万円／年と推計され、限定的である。

2,660円（担当者時給※1）×6時間（1件当たりに要する時間）×5件（周知・届出が必要となる数）＝79,800円

＜行政費用＞

（１）基礎的電気通信役務の提供に関する規定の整備

○ 最終保障電気通信事業者の基礎的電気通信役務の提供義務に関する費用

- ・最終保障電気通信事業者が新設する提供義務を負うかどうかは、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場所において提供する他の電気通信事業者がいるかどうかの確認を行う必要があり、そのために総務大臣が基礎的電気通信役務台帳を作成・公表することとなるところ、追加的な費用は約 33 万円／年と推計され、限定的である。

3,310 円（担当者時給※ 7）×100 時間（必要となる時間）≒331,000 円

（※ 7）6,666,248 円（国家公務員の給与（令和 6 年版）（内閣人事局））÷2,015 時間（7.75 時間×5 日×52 週）≒3,310 円

（２）（１）の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

○ 最終保障電気通信役務に係る交付金の認可等の事務に係る追加的な行政費用は約 130 万円／年と推計され、過大な負担は発生しないものと考えられる。

3,310 円（担当者の時給※ 7）×400 時間（必要となる時間※ 8）=1,324,000 円

（※ 8）交付金額の認可、各種届出の処理等を加味して算定。

＜その他の負担＞

- ・現時点で想定されるその他の負担はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

（１）最終保障提供責務の導入及び当該責務の履行のために必要な手続の追加

- ・あまねく責務について、メタルの加入電話を前提とし続けるのではなく、メタルに加えて光ファイバーも含めた責務として「特別な資産」を有する地域会社が公共的な役割を引き続き担うべき。
- ・提供主体が存在しない地域においては、必要十分かつ過大でない交付金制度や他事業者の設備を活用したサービス提供の実現等の条件を整えば、地域会社が最終保障提供責務を担うべき。
- ・他事業者の設備を活用可能な（技術的に活用可能で、設備に一定の空きがある）場合は、設備の貸出し責務を設定することで、効率的な設備構築を実現すべき。

（２）（１）の導入等に伴う交付金制度に関する規定の整備

- ・ユニバーサルサービス制度における交付金については、必要十分かつ過大でない交付金制度とすることが必要と考える。交付金制度の議論には、国民負担とのバランスを踏まえつつ、慎重に検討していくことが必要。

（３）基礎的電気通信役務に関する利用者保護に関する規定の整備

- ・最終保障提供責務による役務提供について、空白期間を極力発生させないような運用構築を図るべき。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ①情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（令和５年９月～令和６年１１月開催）
- ②情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスワーキンググループ（令和６年１月～１０月開催）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ①https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tsusin_seisaku/index.html
- ②https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tsusin_seisaku/universalservice_wg.html

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・施行後３年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。